

3. 大隈・伊藤の中央銀行設立建議

(1) 西南戦争と不換紙幣の増発

西南戦争の勃発

明治維新政府による近代的統一国家の急速な形成過程において、数多くの農民騒乱と士族反乱が生じた。前者は、幕藩体制下での高率の旧貢租を継承する高額地租確保をねらいとして進められた地租改正の動きに典型的に見られたように、農民の自由な経済的発展を保証しない維新政府に対する反対運動であった。一方、士族の反乱は、維新の変革に伴う旧武士階層の特権喪失に対する反政府運動であった。したがってこれら二つの運動は、歴史的性格を全く異にしているが、明治の初期に同時併行的に発生した。⁽¹⁾すなわち、明治6年（1873年）7月の地租改正条例公布後、農民騒乱が再び激化した一方、同年10月の政府内部における征韓論決裂を契機として、士族反乱もまた本格化した。そして、明治9年末には三重県を震源地とする農民騒乱は全国に波及する勢いを示し、士族の反乱も同年10月の熊本神風連の乱、秋月の乱、萩の乱と相次ぎ、両者の挾撃を受けた維新政府は存立の危機にさらされた。

征韓論に敗れて下野した西郷隆盛を頭にいたたく鹿児島の私学校生徒が、明治10年1月30日、政府の火薬局・造船所を占拠した事件をきっかけとして勃発した西南戦争は、それまでの相次ぐ士族反乱の頂点に立つものであった。それだけにこの反乱は大規模なものとなり、士族より成る西郷軍は当初1万3000人を数え、やがて九州各地から駆け付けた士族7000人余りのほか、農民も含む徴募兵1万人を加えて合計3万人に上った。⁽²⁾これに対し、戦争勃発直前の明治9年12月31日、閣議で急きょ地租軽減を決定し、翌10年1月4日の太政官布告によりその旨を公布して農民の大決起を抑え込むことに成功した政府は、約4万5000人の軍隊を動員して半年余にわたる戦闘の結果、10年9月24日の鹿児島・城山総攻撃を最後に完全な勝利をおさめることができた。しかし政府は、佐賀の乱（明治7年1～

2月、元佐賀藩士江藤新平を首領とした士族の反乱)、台湾出兵(同7年5~12月)および江華島事件(同8年9月、朝鮮江華島付近で日本軍艦が砲撃された事件)に続いて容易ならぬ財政負担を背負い込むことになった。

西南戦争に要した政府の戦費(別会計で整理され、明治11年10月にその出納が閉鎖されたいわゆる「西南役征討費」)は総額4156万7727円に上り⁽³⁾、これを含まない明治10年度歳出決算額(4843万円)の85.8%にも相当する巨額のものであった。西南戦争直前の地租軽減に加えてその他の税収減もあり、当時の政府財政の状態から見て、そのような規模の軍事費調達は至難の業であった。やむをえず政府は10年5月27日に開業したばかりの——というより対政府貸付を条件として開業免許を下付した——第十五国立銀行(資本金1783万円)から、銀行券発行免許高の90%に当たる1500万円を借り入れて急場をしのいだ。しかし、西郷軍が第五国立銀行の銀行券を奪取して使用したことが響いて、戦闘地における国立銀行券の信用が失われたため⁽⁴⁾、政府軍は政府紙幣の支給を要求し、政府は困難な立場におかれた。これに加えて所要戦費も大幅に増加した結果、ついに政府は10年12月27日の太政官布告により、損札引換用として保有していた政府新紙幣2700万円を発行して戦費を調達せざるをえなかった。

存亡の危機に直面させられた明治政府にとってやむをえない非常措置であったとしても、「こうして将来における明確な消却計画と見通しを得ぬまま、すこぶる安易な形で多額の不換の政府紙幣と銀行紙幣とが増發されたことは、たゞ軍事的には士族反乱の鎮圧には成功したとはいえ、戦後財政経済上におよぼす影響の大きさは容易に想像しうるものであった。」伊藤博文は在欧中の井上馨にあてた10年10月6日付書簡の中で、征討費の総額は5000万円近くに及び「当惑千万」であり、「前途の処を推考致候へば、頗戦慄の至」であると記していた。⁽⁵⁾西南戦争を契機とする不換紙幣・銀行券の増發に伴う経済的危機と社会不安の釀成は、後に述べるように政府の政策転換を余儀なくさせるに至るのである。

不換紙幣増發の影響

西南戦争での多額の軍事費支出が政府紙幣および国立銀行券の増發によって賄

われたことは当然経済動向に影響を及ぼし、物価を上昇させるとともに経済活動を活発化させた。これに伴って国立銀行の貸出は明治11年から12年にかけて顕著な増加を示し、貸出残高は10年末の1815万円から11年末には3454万円へ、12年末には5135万円へと急増した。⁽⁸⁾ 政府紙幣の流通高の推移（各月末残高）を見ると、西南戦争関係軍事費の支出がおおむね終了した11年2月をピークとして、その後はごく緩やかながら減少傾向をたどったのに対し、国立銀行券流通高は上記のような貸出急増に対応して大幅に増加した。この結果政府紙幣・国立銀行券流通高合計額（各月末残高）は9年末の1億683万円から西南戦争のあった10年末に1億1896万円（前年末比11.4%増）へと増加した後、さらに11年末には1億6456万円（前年末比38.3%増）へと著増し、13年1月末には1億6998万円（当時のピーク、11年末比3.3%増。なお、国立銀行券のみのピークは13年4月末）に達した。この13年1月末の計数を9年末と比較すると、この間政府紙幣は3087万円、国立銀行券は3228万円、両者合計では6315万円増加しており、9年末流通高に比べ59.1%も増加したことになる⁽⁹⁾（表3-1）。

表3-1 通貨流通高 (単位:千円)

明治・年末	政府紙幣	国立銀行券 (流通高)	本位貨 (金貨・銀貨)	補助貨 (銀貨・銅貨)
1	24,037			
2	50,091			
3	55,500			
4	60,272		5,407	7,034
5	68,400		29,824	9,483
6	78,381	913	47,215	13,232
7	91,902	823	44,284	14,825
8	99,072	327	36,795	16,544
9	105,148	1,685	35,980	20,821
10	105,797	13,165	31,610	24,581
11	139,419	25,139	29,650	26,647
12	130,309	33,752	27,206	24,351
13	124,940	34,398	24,140	20,255
14	118,905	34,376	23,064	19,376

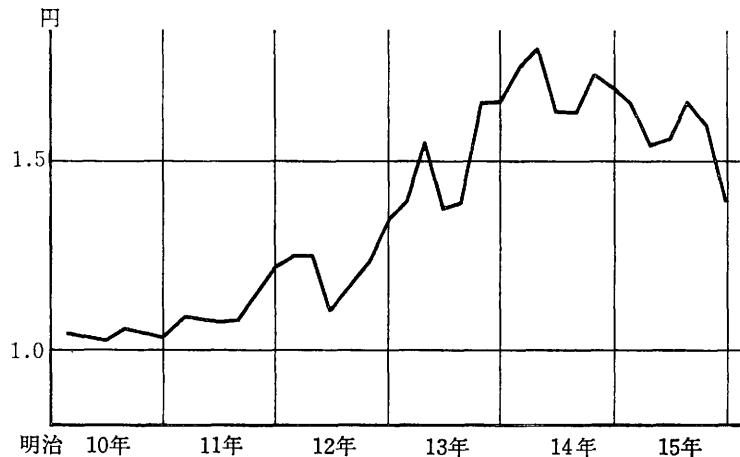
（出所）朝倉孝吉・西山千明編『日本經濟の貨幣的分析：1868—1970』創文社、昭和49年。ただし国立銀行券流通高は、大蔵省『銀行局第二次報告』（明治14年5月）、同上『銀行局第三次報告』（明治16年4月）、同上『銀行局第四次報告』（明治17年5月）に記載された「毎月流通高」による。

「僅々三年間にして六千余万円の増加を見る亦非常の劇変と謂はざるべからず、既に此の如き非常の増加あり、其結果豈非常ならざるを得んや」と『明治財政史』は述べているが、⁽¹⁰⁾このような不換紙幣流通高の急膨張は不換紙幣建ての物価水準に強い上昇圧力を加えるとともに、これに伴って地金としての価値を有する金・銀正貨に対する不換紙幣の交換価値の低落（打歩の増大）をもたらすことになる。一方、流通通貨の急増は輸入の増大を招いて貿易収支の赤字を増加させ、国際収支の決済手段である正貨への需要を増大させるが、連年の正貨流出によりただでさえ乏しかった正貨在庫は一層減少し、正貨の需給の逼迫から不換紙幣の打歩は一段と増大することになる。これは今日の言葉でいえば為替相場の円安化を意味するから、輸入品価格は上昇し、この面からも物価の騰勢に拍車をかけたが、インフレーションの進展に伴ういわゆるインフレ・マインドの浸透は正常な経済活動を妨げ、インフレーションは悪循環の過程をたどったのである。

このような状況について『貨政考要』は以下のように記している。前述の政府の新紙幣2700万円と第十五国立銀行から借り入れた1500万円の国立銀行券は、「全く不生産的の事業即ち戦争に使用せられ、砲煙硝雨と化し去りたること明々白々」であり、この4200万円の紙幣・銀行券は「固より純然たる不換紙幣なるが故に、他の通貨と合して通貨の総額を増加し、随て一般通貨の価値を下落せしめた」。「曾て正貨に交換せらるることなく亦た曾て海外に流出することなく、沿岸内地に溢れて物価を激昂し、忽ち投機の弊風を醸し……商業の紛乱を生じ、我官民をして殆んど其底止する所を知る能はざらしめた」。そして「不換紙幣増発の結果たる諸物価の騰貴は先づ銀米相場に現はれ、次で銀貨の騰貴は一般輸入品の騰貴を起し、米価の騰貴は一般内産品の騰貴を生ぜ」しめた、と。

銀貨1円に対する紙幣価格の推移についてみると（図3-1）、明治10年には平均1円3銭3厘であったものが、11年・1円9銭9厘、12年・1円21銭2厘、13年・1円47銭7厘、14年・1円69銭6厘となり、10年～14年の間に紙幣価値は39.1%も下落した。貿易収支は9年の375万円の黒字から、10年・407万円、11年・689万円、12年・478万円、13年・823万円の各赤字に転落し、10年～13年の間ににおける金銀流出高は累計3264万円の多額に上った。⁽¹²⁾一方、東京における玄米

図3-1 銀貨1円に対する紙幣価格



(注) 明治12年9月までは洋銀相場、10月以降円銀相場、各偶数月の月中平均価格。

(出所) 松方正義報告「紙幣整理始末」付属統計(日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第16巻、大蔵省印刷局、昭和32年、所収)。

1石の平均相場は、10年・5円15銭、11年・6円20銭、12年・8円21銭、13年・⁽¹³⁾10円13銭、14年・10円48銭5厘と4年間に2.04倍となった。また、農産物庭先価格指数の前年比変化率を見ても(表

3-2)、10年から14年にかけて毎年10%を上回る上昇を示しているが、10年~12年の間が一段と高く、工業製品価格指数の前年比変化率も12年以降10~20%という高水準を示した。

一般に西南戦争を契機とするインフレーションの進展と称されるのは、上記のような物価騰貴を指しているが、「物価騰貴ノ結果ハ、外見上商工業ニ於ケル繁栄ノ觀ヲナスモ」、政府財政の窮迫と国民経済の混乱をもたらした。当時の状況について松方正義の報告「紙幣整理始末」は以下のように述べている——松方の報告には多かれ少なかれ偏りはあるが、これによって当時の雰囲気をうかがい知ることができよう——。

表3-2 物価指數

明治	農産物庭先価格指數	工業製品価格指數
8年	27.0 (10.2)	31.0 (△ 1.3)
9年	22.0 (△18.5)	30.8 (△ 0.6)
10年	25.3 (15.0)	31.3 (1.6)
11年	28.6 (13.0)	33.8 (8.0)
12年	35.8 (25.2)	37.7 (11.5)
13年	39.9 (11.5)	45.3 (20.2)
14年	44.4 (11.3)	55.1 (21.6)
15年	37.0 (△16.7)	49.7 (△ 9.8)

(注) かっこ内は前年比変化率(%)。△印は減少を示す。

(出所) 寺西重郎「松方デフレと松方財政」(一橋大学経済研究所編『経済研究』第32巻第3号、岩波書店、1981年7月、所収) 第8表。ただし、原本の明治15年における工業製品価格指數の前年比変化率は△9.2%。

⁽¹⁴⁾

「物価騰貴ノ結果ハ、外見上商工業ニ於ケル繁栄ノ觀ヲナスモ」、政府財政の窮迫と国民経済の混乱をもたらした。当時の状況について松方正義の報告

「紙幣整理始末」は以下のように述べている——松方の報告には多かれ少なかれ偏りはあるが、これによって当時の雰囲気をうかがい知ることができよう——。

當時我国上下一般頗る憂慮すべきの状況に陥り、政府の会計は其収入の実値殆ど其半を減じ、民間に於て公債の利子恩給年金其他一定の収入を以て生計を立つる者は皆俄に会計の困難に苦しみ、金利は非常に騰貴し、公債の価格は非常に下落し、諸物価は皆一斉に騰貴を極め、就中米は我国産中最多量にして且つ重要なが為め其騰貴の影響最も著しく、大に地租の負担を減少し、地価の騰貴非常にして農民は独り巨利を得、俄に奢侈の風を成し全国を通じ贅沢品の消費大に増加し、伊勢参宮琴平参り其他大小の都会に遊ぶ者等其数未曾有の増加をなせり。随つて外国輸入品は益増加し、正貨流出の勢殆ど底止する所を知らず、商業家は物価変動の甚しきに眩惑し皆投機の奇利を射るにのみ汲々として敢て実業を顧みず、故に大資本を要する大工業は金利の高きが為めに起業を企つる者なし。是れ皆紙幣増発の為め虚空の購買力を仮造したるに由るものにして、其一時物価騰貴の為め商工業に繁栄の形況あるは禍氣の漸く蓄積するの兆候にして、一朝潰崩の機熟するに至れば、其害患の及ぶ所寛に測られざらんとす。

投機的に奇利を求めるようとする小企業をいたずらに族させ、大資本を要する大工業を企てる者がないという状況は、富国強兵・殖産興業を課題とする政府にとって決して望ましいものとはいえなかった。官業の経営や産業の保護奨励を重要な政策項目として含んでいた財政支出はいよいよ膨張した反面、収入は明治10年以来政治的理由から軽減を余儀なくされていた地租を主体としていたため、財政はいよいよ危機に追い込まれた。給与生活者・年金生活者の生活難も放置できなかつたが、財政の破綻を失政の一つとして挙げる自由民権運動が、明治10年ごろから新たな展開を始めたことも無視できなかつた。いずれの点から見ても、紙幣整理を断行してインフレーションに結末をつけるとともに、一度は放棄せざるをえなかつた兌換制度を確立し、その上に安定した通貨・信用制度を樹立するという方策を再び推し進めることが、政府にとって不可避の課題となつてこざるをえなかつたといえよう。⁽¹⁶⁾

- (1) その事情については後藤靖「士族叛乱と民衆騒擾」(岩波講座『日本歴史14』近代1、岩波書店、昭和50年、所収)を参照。
- (2) 岩井忠熊「軍事・警察機構の確立」(岩波講座『日本歴史15』近代2、岩波書店、昭和51年、所収)188ページ。
- (3) 明治財政史編纂会編『明治財政史』第3巻、明治財政史発行所、大正15年、263ページ。
- (4) 同上、246ページ。

- (5) 同上、251～252ページ。
- (6) 原田三喜雄『日本の近代化と経済政策』東洋経済新報社、昭和47年、132ページ。
- (7) 春嶽公追頌会『伊藤博文伝』中巻、昭和15年、83～84ページ。
- (8) 前掲『明治財政史』第13巻、昭和2年、445ページ。ただし10年末と11年末の計数には当座貸越残高が不詳のため含まれていないが、前者は100万円前後、後者は200万円前後と推測されるので、大勢には影響がないものと考えられる。
- (9) 政府紙幣については前掲『明治財政史』第12巻、昭和2年、259～261ページ。国立銀行券については日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第7巻上、大蔵省印刷局、昭和35年、119～120ページ。なお、前者にも国立銀行券流通高の計数が掲げられているが、これは国立銀行への下付在高であるので後者を利用した。また、国立銀行の発行した振出手形は銀行券と似た性質を持つが、この期間中の残高は30～130万円程度で、しかも半期末の計数しか判明しないので、ここでの不換紙幣流通高の計算には含めなかった。
- (10) 前掲『明治財政史』第12巻、149ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (11) 大蔵省編『明治前期財政経済史料集成』第13巻、改造社、昭和9年、235ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (12) 松方正義報告「紙幣整理始末」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第16巻、昭和32年、所収) 26～28ページ。ここに引用した貿易収支統計には金銀混計問題や輸出 f. o. b.・輸入 c. i. f. 問題があるが、仮にこれを銀円で統一して現行のIMF国際収支統計方式に修正してみても、この期間中輸出はほぼ横ばいであるのに対し輸入は大幅に増加しており、貿易収支の赤字額は9年・290万円から10年・1150万円、11年・1740万円、12年・1500万円、13年・1980万円へと増大している(山沢逸平・山本有造『貿易と国際収支』(長期経済統計14) 東洋経済新報社、昭和54年、218～219ページ、参照)。
- (13) 前掲「紙幣整理始末」28～29ページ。
- (14) 前掲『明治財政史』第11巻、昭和2年、405～406ページ。
- (15) 前掲「紙幣整理始末」38～39ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、句読点および濁点を入れた。
- (16) 梶西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の成立Ⅱ』東京大学出版会、昭和31年、422～423ページ。

(2) 銀価高騰抑制策

大隈重信の認識

輸出入の不均衡により正貨の流出を生じ、初期国立銀行の経営が窮地に陥った

明治8年（1875年）に当時の紙幣頭得能良介は、それは一時的現象であって、やがて国内産業が興隆すれば消滅すると見ていたが、そのような認識は大蔵卿の大隈重信にも共通していた。大隈は8年1月の「収入支出ノ源流ヲ清マシ理財会計ノ根本ヲ立ツル議」と題する建議において、正貨の流出を矯正する方法は条約改正による関税自主権の回復以外にないが、それは早急に実現する可能性が薄いので、「強メテ我物産ヲ繁殖シ商工ヲ振起シ、以テ外物雜至ノ勢ヲ圧シ、現貨濫出ノ害ヲ防キ、併セテ我国家人民ヲシテ富貴ヲ致シ産業ヲ保チ、歳入税額又隨テ圧多ナルヲ得、終ニ理財ノ本ヲ立テ經濟ノ旨ヲ貫スカン」⁽¹⁾と主張した。このような財政における論理あるいは経済政策運営上の認識は、大隈が一貫して持ち続けたものであったといわれている。⁽²⁾

明治10年の西南戦争を契機とするインフレーションに伴う深刻な危機に直面した大隈は、「物価騰貴、銀紙の格差の増大、輸入超過、正貨流出という一連の事態を、従来の政策基調にもとづき物価騰貴—紙幣下落・銀価騰貴—正貨流出—輸出入不均衡—物産工作不振—関税自主権の喪失という論理によってとらえていた」と指摘されているが、⁽³⁾関税自主権喪失の問題を別にすれば、大隈は国内産業の未発達に基づく輸入超過が、当時東洋における貿易決済通貨となっていた洋銀に対する需要を高め、これが銀価の騰貴を誘致し紙幣との間に価格の開きをもたらしていると理解していた。したがって、そのインフレーション対策も、まず銀貨相場の騰貴に対する抑制策という「対症療法的措置」⁽⁴⁾が採られたのは当然の成行きであったかもしれない。

もっとも、当時の横浜における洋銀取引の実態から見て、銀価の著しい上昇——その反面としての紙幣価値の著しい下落——を「輸出入の不均衡に基づく洋銀の不足と、特にそれに伴って生ずる洋銀の投機取引の面から是正すべしとすることは正しい理解であった」とする説もあるが、以下に述べるようにこのような処方箋では事態の改善を図ることはできなかった。⁽⁵⁾

貿易用銀貨の一般通用公認

明治4年の新貨条例により、開港場における貿易上の便利を図るために鑄造さ

れ開港場に限り通用を認められていた貿易1円銀貨は、その含有銀量がメキシコ・ドルより少ないと中国および東洋のイギリス植民地では円滑に流通しなかった。このため政府は、明治8年2月28日、太政官布告第35号によって1円銀貨の量目を増量し、メキシコ・ドルよりも若干銀量の多いアメリカ貿易ドルと同一にすることを決定した。この新しい貿易銀貨につき政府は、明治11年5月27日、太政官布告第12号を公布し、「今般更ニ一般ニ令通用候条租税其他公私ノ取引上都テ授受可致」旨を布告するとともに、同日の太政官布告第13号により貨幣条例中「貨幣通用制限」を改め、「貿易銀は海關税其他外国人より納むる諸税及び日本人外国人と通商の取引に用ひ又これを内地の諸税納方等其他公私一般の払方に用ひ其高に制限あることなし」とした。これにより、貿易銀貨は本位貨である金貨と同じ扱いを受けることになり、わが国の通貨制度は法制上も金銀複本位制に移行した、とするのが通説となっているが、上記布告のねらいはわが国銀貨の通用力を高めて市場への出回りを促進し、それによって洋銀相場の高騰を抑制することにあったといえよう。

しかし、メキシコ・ドル銀貨（重量 $417\frac{15}{17}$ グレーン、純銀量 $377\frac{1}{4}$ グレーン）やわが国の当初の貿易1円銀貨（重量416グレーン、純銀量 $374\frac{2}{5}$ グレーン）よりも量目の多い新しい貿易銀貨（重量420グレーン、純銀量378グレーン）は、地金としての価値が高かったため等価で交換される限り金貨と同じ運命をたどり、市場から姿を消すことになったのは当然の結果であった。このため政府は、11年11月26日、太政官布告第35号をもって貿易銀貨の製造を停止する一方、7年3月20日の太政官布告第34号（当初の貿易1円銀貨の模様を改正）に基づく従前の貿易1円銀貨（416グレーン）を再発行することにした。この1円銀貨は「貿易1円銀」と称されたが、12年9月12日の太政官布告第35号により、①今後、税関の諸税その他、洋銀で取引すべき諸勘定の支払いをなすため貿易1円銀を差し出すときは、諸官庁はこれを洋銀と並値で受領すべきこと、②民間でも、およそ債務その他の支払いにつき洋銀で履行する旨を締約した金額を支払うため貿易1円銀を差し出すときは、これを洋銀と並値で受領すべきことに定められた。さらに10月1日の太政官布告第41号により、内国租税はじめ公私一般の取引上無制限

通用を認められ、実質的に本位貨たる資格を備えるに至った。

しかし、不換紙幣の増発による紙幣価値の下落という事情に変化がない限り、金貨と並んで貿易1円銀に本位貨としての資格を付与しても通貨として流通するまでに至らず、退蔵されるか、または国外に流出することになった点は、前記の貿易銀貨と同様であった。それどころか、金貨・銀貨ともあたかも一種の商品と化し、貿易1円銀の洋銀との並価通用・無制限通用措置は「かえって洋銀にたいする投機的心理を刺激して、定期取引よりも直取引や預け合いを盛んにして相場⁽⁶⁾をあおる結果」をもたらした。

洋銀取引所の設立

このような状況に対して大隈は、銀価の高騰は「通常輸入の不平均より生ずる価格なれば、決して如此騰貴に至らざるべきは開港以来数年実地の経験に由て分明なる儀」であって、昨今の銀価騰貴の原因は「重もに空相場取引の致す所」であると考えた。⁽⁷⁾ 大蔵省銀行課第1次報告も、「横浜其他各開港場に於て從来 売買の間に慣用せる洋銀なるものは、其相庭常に輸出入の多寡に從て昂低し嘗て一定の価格無く、之れが為め多少障礙を内外の貿易に來すは今更に論ずるを要せず。然るに十一年の末より其相庭漸く騰貴の一方に傾き、十二年一、二月の交に至りては七拾五匁以上となり、其勢駭々殆ど禦ぐべからざるの状況あり。是れ畢竟輸出入の不平均より發現する結果なりと云ふと雖、其騰貴斯の如き甚しきを致す所以のものは、職として空相場の盛なるに此れ由るなり」と、記していた。⁽⁸⁾ このような認識に立てば、洋銀取引の監督・統制という発想に至ったのも当然であろう。

明治12年2月6日、大隈大蔵卿は「此際至急横浜ニ於テ洋銀取引所一箇所設立ノ儀御許可相成度」旨を太政官に上申した。⁽⁹⁾ 政府はこれを認め、同月13日、太政官布告第8号により、從来横浜港で民間において営まれていた洋銀相場取引を禁止するとともに、取引所を設けて営業しようとする者は明治11年5月公布の「株式取引所条例」に基づき出願しなければならず、その資本金は10万円以上、売買証拠金は3%以上とすべきことを布告した。⁽¹⁰⁾ 早速、渋沢栄一・渋沢喜作・大倉喜

八郎・茂木惣兵衛・吉田幸兵衛・中村惣兵衛・西村喜三郎・田中平八・松野和邦・益田孝・原善三郎の11名を発起人とする横浜洋銀取引所設立の出願がなされ、12年3月10日から開業した（資本金20万円）。その後、「御国通用ノ金銀貨幣並古金銀地金類ノ相場ヲ洋銀同様ニ公ニ相立テ、其定期約定並現場ノ取引売買」によって正当な金銀相場の形成をはかり、「我金銀貨ヲ以テ洋銀ヲ支配スルノ途」を開くため、⁽¹¹⁾ 東京・大阪両取引所より金銀貨幣・古金銀地金売買取引の許可出願があった。政府は9月22日に両取引所に対し金銀貨幣の取引を認めるとともに、⁽¹²⁾ 横浜洋銀取引所を横浜取引所と改称することにした。

しかし、「洋銀取引所が設立されてから、京浜間の汽車の乗客はにわかに増加して、朝夕は取引所に往来する客を満載したということである。投機を抑制しようとして却って投機を盛んにしたことは、誠に皮肉の現象といわなくてはならない」と評される事態を生じた。⁽¹³⁾ 横浜取引所における取引は定期取引（毎月末を受渡し日とする3か月の清算取引）と現物取引に限られ、横浜の両替商が設けた両替商会所で従来行われていた預け合い取引（受渡しを繰り延べて差金決済を行う取引）は空相場による変動を防止するため排除されたが、実際には定期取引のみが行われ、現物取引はなく、事実上の預け合い取引または取引所外におけるそれは跡を絶たなかったといわれている。⁽¹⁴⁾

このように、洋銀相場の高騰抑制策として取引所における金銀貨幣の売買を認めたことは、かえって投機的差金取引を誘発する結果となり、洋銀相場の大幅な変動は正常な貿易取引を阻害するおそれすら生じた。⁽¹⁵⁾ このため政府は、13年4月12日、取引所における金銀貨幣の取引を禁止したが、この措置は正常な貿易取引に基づく需要も抑圧することになり、貿易上の支障を免れなかった。5月4日、政府は再び金銀貨幣の取引所取引を認めざるをえなくなり、同月19日、投機取引の行われやすい定期取引のみ禁止することを布告した。⁽¹⁶⁾ しかし、洋銀取引を現物取引のみに限定したこの布告も厳守されず、仮装の洋銀手形および紙幣で受渡しを履行する違法の空売買が行われたといわれている。⁽¹⁷⁾

これまでの推移からみれば、「不換紙幣の整理について考慮することなく、単に洋銀取引に統制を加えることのみによっては、当時の洋銀相場は安定する性質

のものではなかった」といえよう。明治13年2月の官制改革により、同月28日に大隈の後を襲って大蔵卿に就任した佐野常民は、13年9月20日、金銀貨の価格高騰は連年の輸入超過による正貨欠乏に基づくものであるが、「非常ノ変動ハ専ラ投機者ノ之ヲ煽揚スルノ致ス所」であるので、取引所における貨幣取引を禁止すべきであり、「差向横浜正金銀行へ若干ノ正貨ヲ貸渡シ、実地入用ノ者ニ限り能ク其制限ヲ立テ其方法ヲ確実ニシ、為貸渡候様」太政官に上申している。⁽¹⁸⁾この上申は、洋銀取引所の設立によって銀貨相場の高騰・紙幣価値の下落を防止しようとした政策からの転換を示すものであった。しかし、銀貨相場高騰の原因は不換紙幣の増発にあるのではなく、輸入超過による正貨欠乏に基づくとする観念からなお脱却していなかったことは明らかである。

これに対し、佐野大蔵卿の上申とほぼ同じころの13年10月15日、「政府の洋銀取引所制度による洋銀相場調整策がまったく誤った方策であることを痛烈に批判し、むしろ洋銀取引所制度のために、投機的要因を釀成し、洋銀相場の暴騰を惹起した点を指摘して、取引所の廃止を主張し」た民間からの建白書が、大隈参議・佐野大蔵卿に提出されていたことは注目されよう。この建白書は「銀貨価格騰貴の原因が、貿易差額の逆調、不換紙幣の過剰発行、銀貨の投機的売買にあることをあげ、銀紙の差価を解消する対策は、洋銀取引所の廃止、国内産業の発展、政府・人民協同しての輸入制限以外にありえない」と述べていたが、洋銀相場暴騰の主な原因である不換紙幣の過剰発行に触れたこの建白書は、「政府の洋銀対策への批判として正鶴を得ている」と評価されている。⁽¹⁹⁾

銀貨の売出し

金銀貨幣の取引所取引の開始により銀貨相場の高騰を抑制する政策と同時に、政府は1円銀貨の供給を増やして銀貨相場の抑制をはかる政策も取った。すなわち、大蔵省は明治12年4、5月の交より第二国立銀行と三井銀行に託して国庫の保有銀貨⁽²⁰⁾240万円余を市場に売り出した。また5月には、横浜在住のE. B. ウツソン (Watson) と金銀貨預け合いの契約を結び、大蔵省から同人に対し金貨300万円を、同人から大蔵省に銀貨300万円を預け入れ、大蔵省はこの銀貨を第

一・第二両国立銀行と三井銀行を通じてひそかに市場に対し売却した。これに伴い洋銀相場は⁽²²⁾11.7%方下落したが、7月に入り銀貨出しの勢いが衰えるや再び上昇に転じた（前掲、図3-1）。

翌13年4月、大蔵省は再度ワットソンと300万円の預け合い契約を締結し、5月から第一・第二両国立銀行および三井銀行・横浜正金銀行を通じて第2回の銀貨出しを行った。⁽²³⁾この時も銀貨相場は11.4%の下落を示したものの、「右売出ノ尚ホ盛ナルニ拘ラス」間もなく反騰し、銀貨出し策は「殆ト何等ノ効果ヲ奏セサル」⁽²⁴⁾に至ったので、大蔵省は9月に売出し策を断念した。

銀貨価格高騰の真因が不換紙幣の増発に伴うその価値下落にあったとすれば、紙幣の消却を図ることなく、単に銀貨の供給を増やすだけで銀紙の開きを縮小させるためには、紙幣を金属貨幣の代用手段として信認させるに足るまで十分に銀貨を供給しなければならなかったであろう。しかし、明治12年末の政府紙幣・国際銀行券の流通高は1億6406万円に達していた。政府の銀貨放出高900万円弱は⁽²⁵⁾その5%程度にすぎず、「焼石に水」といわれたのも当然であった。しかし、「洋銀取引所の設立、あるいは銀貨出し等の洋銀相場抑制策が効果をあげ得ない」との経験は、紙幣価値低落の根本的原因が過剰発行の不換紙幣にあり、その消却政策が必要であることを教えた」といえよう。⁽²⁶⁾

- (1) 前掲『日本の近代化と経済政策』103~104ページ。
- (2) 中村尚美『大隈財政の研究』校倉書房、昭和43年、83ページ。
- (3) 前掲『日本の近代化と経済政策』145ページ。
- (4) 同上、146ページ。
- (5) 高垣寅次郎『明治初期日本金融制度史研究』清明会、昭和47年、301ページ。
- (6) 前掲『日本の近代化と経済政策』148ページ。
- (7) 前掲『明治財政史』第11巻、406ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (8) 大蔵省「銀行課第一次報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第7巻上、所収）94ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、句読点および濁点を入れた。
- (9) 前掲『明治財政史』第11巻、407ページ。
- (10) 同上、407ページ。
- (11) 東京株式取引所頭取渋沢喜作の大蔵卿に対する明治12年3月17日付「東京株式取引所通

用金銀貨並古金銀地金売買取引ノ願」(前掲『明治財政史』第11巻所収) 410ページ。大阪株式取引所の同様願書は前掲『明治財政史』第11巻、411~412ページを参照。

- (12) 前掲『明治財政史』第11巻、409ページ。
- (13) 前掲『明治初期日本金融制度史研究』308ページ。
- (14) 島本得一『本邦証券取引所の史的研究』文雅堂、昭和17年、223~228ページを参照。
- (15) 岡田俊平『明治前期の正貨政策』東洋経済新報社、昭和33年、120ページ。
- (16) 大蔵省「銀行局第二次報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第7巻上、所収) 193ページ。
- (17) 前掲『明治前期の正貨政策』120ページ。
- (18) 同上、121ページ。
- (19) 前掲『明治財政史』第11巻、414~415ページ。
- (20) 前掲『明治前期の正貨政策』122~123ページ。
- (21) 前掲『明治財政史』第11巻、75ページ。
- (22) 上掲書、第12巻、152ページ。
- (23) 同上、153ページ。
- (24) 同上、153ページ。
- (25) 藤村通『明治財政確立過程の研究』中央大学出版部、昭和43年、309ページ。
- (26) 前掲『明治前期の正貨政策』136ページ。

(3) 紙幣消却への傾斜

国債・紙幣の消却案

上述のように、大蔵卿として大隈は銀貨相場の高騰抑制に尽力したが、この間、紙幣消却の件を全く念頭に置かなかったわけではない。早くも明治11年(1878年)6月に作成された「国債償還法広告原稿」はその第一歩であったとされているが、先に触れた同年8月29日提出の「内外国債償還紙幣支消概算」書はこれを修正したものであったといわれる。この概算書によると、「国債之儀ハ固ヨリ國ノ重要事件ニ有之候得ハ、其償還等将来ノ目途不立置候テハ不相叶」と考え、先年来作成しておいたが、その後事態が変化したので「即今之現状ニ対シ確実ニ償還方法立置候儀肝要ト存」⁽²⁾じ作成したと述べている。

明治11年7月1日現在における内外各種公債の未償還額は2億5432万3147円50

錢、消却の対象となる政府紙幣流通高は1億2105万4731円、合計3億7537万7878円50銭に達していた。上記概算書では、これらを明治11年度から38年度までの28年間にすべて償還・消却する計画であったが、このうち紙幣消却について見ると、半円・20銭・10銭の小額紙幣3種の流通高2716万6186円25銭は、11年度から25年度までの間にすべて消却し（年度平均181万円）、残りの紙幣9388万8544円75銭は34年度から38年度までの5年間に全額消却する（同1878万円）という予定になっていた。⁽³⁾

この償還・消却計画では公債と紙幣とが全く同列に扱われており、28年という長期間にわたって償還・消却を行うことにしていた点は見逃すことができない。「そこにわれわれは当時の大隈の政府紙幣にたいする考え方とともに、その消却への態度を看取することができる」⁽⁴⁾が、大隈は「紙幣は明治三十八年迄に悉皆支消するの見込みなり、而して右年間には外国新旧公債も払済、其他金銀鉱開採及貿易等逐年繁盛に従ひ、正金を以て漸次紙幣を引換到底貨幣通用上の好結果を見るに至るや期して俟つべきなり」と樂観的な見通しに立っていた。⁽⁵⁾

しかし、既述のように銀紙の格差拡大・物価の騰貴はいよいよ顕著となり、「輿論モ亦茲ニ一変シテ物価ノ騰貴ヲ不換紙幣ノ増発ニ帰シ、噴々不換紙幣ノ非⁽⁶⁾ヲ論難シテ已マサ」⁽⁶⁾る状況となった。このため、先に太政官に提出した公債償還・紙幣消却計画を修正して「国債紙幣銷還方法」と名付け、12年7月、これを第一國立・三井両銀行に下付して世上に公布させ、公債および紙幣の信用を強固にし、その価格維持への一助にしようとした。⁽⁷⁾世にいう「減債方案」とはこれを指すが、紙幣消却について前計画と修正計画とを比較してみると、前計画では、11年度から25年度までの15年間に消却することになっていた小額政府紙幣2717万円弱を、18年度までの8年間で全額消却することに改善されたものの、残余の9376万円余の85.1%は33年度～38年度の6年間に消却されることになっていた。

大蔵省はこのような前計画から修正計画への移行を「一大革新」と自賛した⁽⁸⁾が、小額紙幣の消却期間が大幅に短縮された点は評価できるにしても、全体としてみれば消却計画に大きな変化があったわけではない。おそらくは「紙幣ノ如キハ特ニ其支消ヲ速カニセンコトヲ希望スト雖モ、他ノ公債ノ定期アルモノアリ、

或ハ其高利ノ壹割又ハ八分ナルモノアリ、勢ヒ此等ノ債還ヲ先ンセザルヲ得ザ
⁽⁹⁾
 ル」という事情があったためでもあろうが、大隈の紙幣消却に対する考え方が基
 本的にどの程度変化したかは疑わしい。

「財政四件」の建議

上記のように、国債償還・紙幣消却計画を改訂すると同時に、大隈大蔵卿は明治12年6月27日に「『財政四件』ヲ挙行センコトヲ請フノ議」を太政官に提出した。財政4件とは、①地租改正の再調査、②儲蓄備荒方法の整備、③紙幣消却原資の増加、④外国関係用度の節減であったが、第3の「紙幣支銷ノ額ヲ増シテ之ヲ截断ニ付スル事」の提案には、大隈が従来の方針を変更して、紙幣消却に取り組まざるをえなくなった背後の事情が説明されている。⁽¹⁰⁾

しかしこれによると、洋銀相場の騰貴は「輸出入ノ平均ヲ得サルニ根基シ」、「加フルニ投機ノ術其間ニ投入シ」て騰勢をあおったとしており、「紙幣ノ増發ヲ以テ洋銀騰貴ノ原因トシ、物価ノ昂貴モ亦専ラ之ニ原由スト云フ」は誤認であると主張していた点が注目される。それでは、なぜ消却計画の修正を行ったのか。洋銀相場および物価高騰の及ぶ所「動モスレハ所謂恐慌ノ禍ニ漸致シ、隨テ人民中若干社会ノ生計職業ニ多少ノ妨害ヲ与ヘ、遂ニ一國ノ理財上就中貨幣政策上ノ事体ニ閼スルニ至ルコト世往々其例ニ乏シカラサレハ、則チ此間ノ現象ト雖モ到底之ヲ忽諸ニ付スヘカラサルモノ」があったからであると説明している。⁽¹¹⁾

大隈の主張では、確かに紙幣消却の必要が説かれ、消却年限の短縮化が意図されてはいたが、それはあくまでも洋銀相場の高騰抑制ないしは紙幣価値の安定化をねらいとした紙幣消却を主眼としたものであって、兌換制度の確立により安定した通貨制度を樹立するという方向を目指すものではなかったといえよう。⁽¹²⁾『明治財政史』では、「當時当局者尚ホ通貨欠乏ノ謬説ヲ信シ、紙幣ノ減縮ニ躊躇スルノ形跡アリシヲ知ルニ足ルヘシ」と評している。⁽¹³⁾

横浜正金銀行の開業

財政4件に関する建議とほぼ同じころ、「正金銀行」設立の気運が現われたこ

とは注目すべきであるとされている。⁽¹⁴⁾ それは「旧銀行条例ノ目的即チ正金兌換紙幣銷却ノ効ヲ奏シ、遂ニ不換紙幣ノ跡ヲ世間に絶」⁽¹⁵⁾ つことを目的としたものであり、「『正貨主義』をめざし兌換制度を実施することによって、通貨の安定をはかることが端緒的にではあるが試みられていた」と見られるからである。⁽¹⁶⁾

正金銀行設立の構想は、当時参議であった大隈重信と慶応義塾塾頭の福沢諭吉との緊密な提携によって、次第に形を整えていったが、明治12年11月10日、福沢の知遇を得ていた中村道太ほか22名の発起人から、国立銀行条例の趣旨に従い資本金300万円の横浜正金銀行を創立したい旨の願書が提出された。⁽¹⁷⁾ その翌月11日、大隈が提出した「正金銀行設立ノ儀ニ付太政官へ上申」⁽¹⁸⁾ を見ると、次のように記されている。

正金銀行はその取引を専ら「正金銀」で行い、やがて将来金札引換公債を抵当として銀行券を発行し、金銀貨幣をその交換準備に充てることを目的としている。したがって、このような銀行を設立すれば、価格の高騰から退蔵された金銀貨も、単にその預入・引出しが自由であるからというだけでなく、これを同銀行に預託すれば安全であるうえ、幾分の利息も取得できるという便益があるので、從来金銀貨を埋匿していた者も争って預金するようになり、正金銀行はこれを運用して内外貿易の便宜をはかることができるであろう。このようにして数年を経過すれば、「条約改正ノ擧ハ其緒ヲ結ヒ、内外ノ貿易モ亦其平均ヲ致シ、漸次正金流通ノ増加スルニ及テ、右銀行ヲシテ金札引換公債証書ヲ抵当トシテ正金引換ノ銀行紙幣ヲ發行セシメ、他ノ國立銀行モ往々之ニ倣ヒ、竟ニ旧銀行条例ノ目的即チ正金兌換紙幣銷却ノ効ヲ奏シ、遂ニ不換紙幣ノ跡ヲ世間に絶」⁽¹⁹⁾ つに至る、というのであった。

これから判断すると、大隈は横浜正金銀行を「内外取引における『正貨主義』の実施機関とし、これによって、貿易為替権の回復、正貨蓄積、紙幣整理という課題を果そう」としていたといえよう。⁽²⁰⁾

横浜正金銀行は明治13年2月23日に開業免許を下付され、同月28日から開業した。もっとも、國立銀行条例に準拠する銀行として認められながらも銀行券発行権は除外されたが、幾つかの保護が加えられた。第1に、資本金の3分の1に当

たる 100 万円を政府が出資した。これは「該銀行の如きは實に我邦に於て曾て比類なきの会社にして、目下輸出入不平均、金銀貨騰貴の際、財政上欠くべからざる重要事件に付、特別の保護を加へ深く内外人民の信憑を得せしむるに非ざれば、完全なる成果を得難きの情勢を考察し」⁽²¹⁾、横浜正金銀行の「資本金御差加願」⁽²²⁾（明治13年1月）を認めたものであった。第2に、同行の資本金はすべて銀貨で払い込むことになっていたが、民間払込み分の 5 分の 4 は紙幣によることが認められた。これは、横浜正金銀行開業のころには銀貨 100 円の相場が紙幣で 170 円余にもなっていたので株主の銀貨取得が非常に困難であったのと、開業早々には多額の銀貨を必要としなかったことを考慮した措置であった。第3に、資本金として払い込まれた紙幣は金札引換公債に交換のうえ保有するが、内外商業の拡張に伴い正貨の供給が欠乏するに至った場合には、同公債を担保として政府から 1 円銀貨を借り入れる道が開かれていた。第4に、「専ラ本邦輸出商ノ便益ヲ謀ルノ趣旨」⁽²⁴⁾から、13年5月24日、政府資金の運用という形で紙幣の貸付（ただし返済は必ず 1 円銀貨による）が認められた。

このように「大蔵卿ノ特別ナル監護ヲ受ケ」たため、「当銀行ノ頭取及諸役員ハ、其営業上重要ノ事件ニ於テハ、必ス大蔵卿ヨリ選定セラレタル管理官ノ指揮ヲ受クル歟、又ハ之ニ協議シテ其可決ヲ得ルニ非サレハ決シテ施行セサルヘシ」とされたのは当然であろうが、後に同行が特殊銀行に転化する「萌芽が設立時ににおいてすでにみられるといえよう」⁽²⁵⁾。しかし、上記の特典・保護は、「金銀貨幣の供給運転を便にする」ことを目的としながら、他方横浜正金銀行の運営について「暫定的ないしは試行的な限界をもたざるをえなかつたことを語っていた」⁽²⁷⁾ように思われる。その典型的な例は紙幣貸出の開始である。これにより、銀貨の高騰抑制をねらいとする銀貨供給機関としての性格は消え、紙幣の貸出によって輸出を促進し、貿易収支の均衡をはかるという貿易金融機関としての内容が充実するとともに、これを契機として、外国為替業務を主業務とするような経営政策の大転換を迎えるに至ったと指摘されている。⁽²⁸⁾後に、外国為替の売買業務をめぐって政府と本行との間に重大な見解の相違を生じた遠因はここにあったといえないこともない。

いずれにせよ、横浜正金銀行は開業後3か月で早くもその性格を変更せざるをえなかつたことは、「正貨主義」に基づく兌換制度確立への指向がもろくも崩れ去つたことを示している。大限の「正貨主義」への明確な転換は、次に述べる「通貨ノ制度ヲ改メン事ヲ請フノ議」⁽²⁹⁾を待たねばならなかつた。

- (1) たとえば前掲『大隈財政の研究』171ページ。
- (2) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、昭和33年、944ページ。
- (3) 前掲『明治財政史』第12巻、203～204ページ。
- (4) 前掲『日本の近代化と経済政策』158ページ。
- (5) 前掲『明治財政史』第12巻、204ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (6) 同上、208ページ。
- (7) 同上、208ページ。
- (8) 同上、208ページ。
- (9) 前掲『日本の近代化と経済政策』159ページから引用の大隈文書。
- (10) この提議は前掲『明治財政史』第12巻、217～221ページに収録されている。
- (11) 前掲『日本の近代化と経済政策』160ページ。
- (12) 前掲『大隈財政の研究』173ページ。
- (13) 前掲『明治財政史』第12巻、221ページ。
- (14) 前掲『大隈財政の研究』173ページ。
- (15) 大隈大蔵卿の太政大臣に対する明治12年12月11日付「正金銀行設立ノ儀ニ付太政官へ上申」(前掲『明治財政史』第13巻所収)813ページ。
- (16) 前掲『大隈財政の研究』173～174ページ。
- (17) 詳しくは前掲『明治初期日本金融制度史研究』310～335ページを参照。
- (18) 前掲『明治財政史』第13巻、810～811ページ。
- (19) 同上、811～813ページ。
- (20) 前掲『大隈財政の研究』179～180ページ。
- (21) 大蔵省「準備金始末」(前掲『明治前期財政経済史料集成』第11巻、昭和7年、所収)20ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (22) 明治13年1月の大隈大蔵卿あて願書(横浜正金銀行『横浜正金銀行史』附録甲巻之一、大正9年、所収)11～12ページ。
- (23) 前掲『明治財政史』第13巻、830ページ。
- (24) 同上、832ページ。
- (25) 明治13年2月9日付「横浜正金銀行定款第四十九条」(前掲『横浜正金銀行史』附録甲巻之一所収)30ページ。

- (26) 横浜市『横浜市史』第3巻下、有隣堂、昭和38年、522ページ。
- (27) 前掲『大隈財政の研究』180ページ。
- (28) 前掲『横浜市史』第3巻下、535ページ。
- (29) 前掲『大隈財政の研究』181ページ。

(4) 通貨改革の建議

世論の高まり

西南戦争を機とするインフレーションの高進に伴う経済危機と社会不安から、政府の財政経済政策に対する世の非難が高まった。「なかんずく言論機関や経済団体からは、こうした経済混乱を背景に、政府の物価騰貴にたいする姑息な対策の誤謬を鋭くつき、さらにすすんで不換紙幣の整理による通貨制度の根本的改革⁽¹⁾を唱える意見があらわれた。」

たとえば、明治13年（1880年）4月21日の『東京経済雑誌』は、「紙幣下落救治ノ方策」と題する論文を掲げて次のように主張した。通貨価値が安定していれば、何千という相場取引の場を設けようと「投機空商」を招くことはない。この道理をわきまえずして、「空商の弊は相場所に存すと断定し之を廃止せば空商跡を絶つ」と考えるのは浅はかなことである。大蔵卿が取引所における金銀貨幣および米穀の売買を禁止したのは全く「謬論に出づ」る措置であって、「取りも直さず自ら為せる失策を以て他に嫁せん」とするのと同一である。「今日紙幣の下落を救治するの法唯だ紙幣を償却するの一法あるのみ」と。⁽²⁾

また、13年4月12日に開かれた折善会（東京銀行集会所の前身）の第31次会において、金銀貨高騰の原因を究明しその対策を論議すべきことが決議され、6月14日の折善会第32次会で会頭の渋沢栄一は、政府に対し紙幣整理処分を要望する建議について動議を提出している。これによると、渋沢は「紙幣下落の趨勢は全く紙幣増発の結果なり、徒に銀貨騰貴を抑制すとも其効あるべからず、宜しく紙幣を銷却して兌換の制度を立つべし、それには各銀行自らも其發行せる紙幣の一部を減省し、併せて政府紙幣の銷却を促すを適當」と考え、次の処分方案を提議⁽³⁾⁽⁴⁾

した。

- イ、国立銀行券発行高の2割、すなわち約800万円を上納消却すること。
- ロ、国立銀行券発行準備金を上納して金札引換公債の利子を受けること。
- ハ、以上は国立銀行が自ら進んでその特権を縮小し、国家に報ずるものであるから、政府も、①今後4年間に紙幣5000万円を消却する、②4年後から7年間、毎年正貨700万円を積み立て紙幣兌換の準備とする、ことを決行するよう望む。

上記のように銀行業者が自らの不利益をあえておかして銀行券の整理を断行するとともに、政府に対しても政府紙幣の消却ならびにその兌換化を実行させることにより、安定した通貨および信用制度の確立を強く要望したことは、「興味深い⁽⁵⁾」事実であると同時に、事態の深刻さを示すものといえるが、大隈一大藏省の圧力でこの建議案は流産しただけではなく、折善会解散の契機ともなった。

しかし、先に述べたように明治10年ごろから新たな展開を示し始めた自由民権運動は容易に抑圧できるものではなかった。この運動は単線的な発展をたどったわけではなく、さまざまな階層・グループから成る民権運動が、国会開設請願を中心として次第に反政府統一戦線を結集し、また次第に分裂していったのであるが、「政府の財政経済政策の上からの強行にたいする反発」を含んでいたことは見落とせない。たとえば、13年4月17日に2府23県8万7000人の請願人から提出された「国会を開設するの允許を上願するの書」は、「邦国の盛衰治乱は國家の財政に関する事甚多矣、然るに今日我国の如きは国債固より夥しく、紙幣頗る過多にして、物価昂貴し、而して其勢愈益甚しからんとす、豈憂ふ可きに非ず哉」⁽⁶⁾と記している（傍点は引用者のもの）。

このような情勢を考えれば、インフレーションに伴う「経済危機が決して大隈財政内部の問題だけではなく、まさに国家の体制それ自体の問題であることは、誰よりも大隈ら為政者が十分認識していた」と見てよいであろう。13年2月28日に実施された官省分離（参議の諸卿兼任を廃止し内閣と諸省を分離した措置）は、大隈を大蔵省から切り離してその勢力をそごうという意図も含まれていた⁽⁷⁾が、反政府運動の高まりに対応して、財政担当者としての大隈の責任を追求した

ものとみられないこともない。それは、政府が経済危機問題を深刻に受け止めざるをえなかつたことを示してゐたといつてよいであらう。大隈が紙幣整理策への傾斜を強め、建議を重ねた理由の一つはここにあったのではないかと思われる。

通貨改革の議

明治13年5月、大隈は「通貨ノ制度ヲ改メン事ヲ請フノ議」を政府に提出した。この建議においても大隈はなお、銀貨高騰の原因、したがつて紙幣価値の下落・物価騰貴の原因を輸出入の不均衡に帰してゐた。不換紙幣の発行についても、「維新以来本邦は紙幣専用の時世にして、別に金銀を要すべき場合なく、唯海外貿易に於てのみ独り金銀を通用せり、……故に若し金銀の輸出入相ひ平均するの有様ならんには、仮令ひ邦内の金銀如何に乏少なりとも需用の供給に超過する事無るべし、果して然らば、金銀は紙幣に対して昂上する事能はず、紙幣は依然として其格位を保ち、邦内に流通して些少の障礙を見ざるべし、斯の如き時世ならんには紙幣専用の制も亦た何の不可なる事か有らん、是を之れ察せずして、而て深く紙幣通用の制度を罪するは抑も亦た冤なり、故に紙幣通用は其制の不可なるにあらず、唯輸出入不平均の時世に不利なるのみ」と述べていた。⁽¹⁰⁾つまり、金銀貨の流通しない紙幣専用の制度自体に弊害があるのではなく、輸出入の不均衡という時世が悪いという認識であった。

しかし、さすがの大隈も客觀的情勢まで否定することはできなかつた。「頃日金銀の価値非常に昂上するに従ひ、物品の価値も亦た亂動浮沈して定らず、其禍害の及ぶ所将さに測られざらんとするの状勢」にあつたことは認めた。そして、「斯の如き勢斯の如き時運に遭逢する時は則ち、其禍源の輸出入より生ずると紙幣より發するに拘らず、速かに應變の政策を定て以て是禍害を社会に布及するを防備せざる可らざるなり」と述べ、結論として「時變斯の如く大なり、紙幣通用の制永く施行すべからず、禍源斯の如く深し、一時の方略以て之を医治するに足らず、……今日の計たる、唯正金通用の一事あるのみ」と主張したのである。⁽¹¹⁾

このような紙幣専用制度から正金通用制度への転換は、大隈が「ついに自説の物価騰貴＝貿易不均衡説をすべて、根本的な通貨制度の改革を実行する決意を

示」したものであったとする説がある。⁽¹²⁾しかし、正金通用制度の必要を説くまでに至る大隈の論理の運びをたどると、物価騰貴に伴う経済危機に対する「応変の政策」として、正金通用制度を主張したという色彩が濃く、危機の究極的な根源は、国内産業がいまだ振起せず、かつ関税自主権もまだ確立していないことにあるという認識を、依然破棄していなかったように思われる。現に大隈はこの建議の中で金銀貨騰貴の「実因は紙幣増発にあらずして、而て金銀の乏少に基す」と述べていた。⁽¹³⁾

いずれにせよ、正金通用制度実現のため大隈がこの建議の中で提案した「正金通用方案」の内容をみると、明治13年度末の政府紙幣流通見込額1億533万円を正貨と交換・消却するため、7分利付外債1000万ポンド（邦貨5000万円）を募集し、これに政府保有の正貨1750万円を加えて、減価した政府紙幣7800万円を消却する。一方、国立銀行が銀行券発行の抵当として差し入れている公債のうち2733万円を、金札引換公債に切り替えさせることによって同額の政府紙幣消却を行う。その結果、政府紙幣は全額消却されることになるが、通貨量は政府発行の正貨6750万円と国立銀行券2696万円のほか、正貨通用の時世となれば隠匿されている新鋳造貨幣5271万円が流通過程に出回ってくるので、合計すれば1億4717万円に達し、通貨欠乏のため商工業に不利となることはない、という主張であった。

問題は、紙幣消却資金調達のための外債5000万円に対する支払い利息年368万円と、金札引換公債に対する同利息年164万円、合計532万円の負担増であるが、大隈は旧外債償還完了に伴い生ずる余裕資金と増税によって賄えるとした。それでも、外債募集の結果「巨額の利子を年々海外に支出するときは、金銀輸出入の不平均をして転た急劇の勢を添へしむるに似たり」という懸念は残るが、これに対して大隈は、「紙幣金銀の格位乱動浮沈して定まらず、遂に諸物価の変動を釀成し、生計下等の人民をして或は窮屈の嘆声を発せしむるの危境に達せんとする時に、「僅々弐百万円の金銀輸出を増加して以て世運の為めに紙幣通用より生ずる此等の不利を除去するを得ば、是れ豈得多して損少き者にあらずや」と主張した。

大隈は上述のような通貨改革建議の最後で、「凡そ前段に於て縷述せる条件は

「実事予想相半ばす」と述べていたが、この点に関連し、本建議で主張された正金通用制度達成の方法ならびに手続は大隈自身が述べたとおり「當時としてはまさに『実事予想相半ハス』る有様であって、現実性を欠くきわめて楽観的見通しのうえにたつもので」あり、「そこに現実の事態を正確に把握しえないまま、これに圧倒されて窮地にたった大隈の焦慮と冒険とをみることができる」との論評が⁽¹⁵⁾加えられているのはもっともな点が少なくないように思われる。

佐野大蔵卿の反対論

上記「通貨ノ制度ヲ改メン事ヲ請フノ議」は太政官に提出され、太政官は佐野常民大蔵卿に対しこの建議の利害得失を諮詢した。佐野の答申は以下のとおりである。⁽¹⁶⁾

紙幣を消却して正貨通用の制度を樹立しようとする大隈の建議は誠に「普通の正則」であって、現今のように紙幣価値の動搖が甚だしい時には最も「必用の政策」であることは疑いない。しかし、今にわかに5000万円の外債を募集するということは、實質的には「無利無期の内債を以て有利有期の外債に変ずる」ことであって、「画策の如く将来果して償還し得るや否や」について深く考慮せざるをえない。また国会開設がやかましく主張されている時であるので、これを「奇貨口実として為に非常の変動を釀成するも測るべからず」、これまた深く顧慮せざるをえない。紙幣価値の動搖を是正するには大隈の言うように正貨通用の制度に勝る対策はないが、上述のような時勢と困難とを考えれば「变通の考按を以て之を救済するを可とす」る。

「变通の考按」とは何か。第1に、「千五百万円を輸出物品の先払代価として外債にし、……貿易上不平均の差額補充の用に供し、併て輸出増進の資に転用すること」である。年利6%、3年据置き後15年間で償還する外債1500万円を発行し、それによって取得した正貨を輸入超過の最も甚だしい季節に紙幣との交換用に供し、交換した紙幣は茶・生糸等主要貿易品の荷為替・仕入資金として貸与すれば、銀貨の騰貴抑制と輸出の奨励を同時に達成できる。第2に、「紙幣四千六百万円を五箇年間を期して銷却すること」である。金札引換公債発行による2100

万円、歳入余剰による1500万円、「減債方案」による1000万円、計4600万円をもって、西南戦争時にやむをえず増発した政府紙幣・国立銀行券合計4200万円のほか、政府紙幣400万円を消却すれば、紙幣は「漸次其価格を復し大に紙幣流通上信用を得る」ことになる。外債1500万円と金札引換公債2100万円は、酒税の引上げによる增收によって償還する。

佐野の提案は、確かに「急済速治の法」ではなかったが、彼は「小額の外債を以て貿易上の不平均を調和し、又四千六百万円の紙幣を銷却し、其他五箇年間に興る所の事業即ち物産の蕃殖、海關税則の改正、外国旧公債償還等を加算するときは、全治の効を奏する未だ必しも久遠と謂ふべからず」と主張した。それは大隈の構想を継承しながらも、外債発行代り金を直接紙幣消却に充当せず、他の財源によって漸進的に紙幣整理を推し進めようとしていた点において、大隈とは異なっていた。

佐野常民のほか、外債発行を中心とする大隈の通貨改革建議に対し強い反対意見を述べたのは、後に述べるように、当時内務卿であった松方正義であったが、大隈の建議が提出されてから間もない13年6月3日、「朕素ヨリ会計ノ容易ナラサルヲ知ルト雖トモ、外債ノ最モ今日ニ不可ナルヲ知ル。昨年グラントヨリ此外國債ノ利害ニ於テハ尽言スル所アリ、其言猶耳ニ在リ。……卿等宜シク朕カ志ヲ体シ、勤儉ヲ本トシテ經濟ノ方法ヲ定メ、内閣諸省ト熟議シテ之ヲ奏セヨ」とする天皇の決裁がなされた。⁽¹⁷⁾ 建議の柱である外債発行が認められない以上、大隈も通貨改革の建議を放棄せざるをえなかった。

- (1) 前掲『日本の近代化と経済政策』153ページ。
- (2) 『東京經濟雑誌』第25号(明治13年4月21日)272、274ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、濁点を入れた。
- (3) 「折善会第三十一次会録事」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第12巻、昭和34年、所収)98ページ。
- (4) 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第5巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、昭和30年、672~673ページ。
- (5) 前掲『日本の近代化と経済政策』155ページ。
- (6) 同上、162ページ。
- (7) 前掲『明治財政確立過程の研究』312ページ。

- (8) 前掲『大隈財政の研究』182ページ。
- (9) 大隈侯八十五年史編纂会『大隈侯八十五年史』第1巻、同会、大正15年、701～702ページ。
- (10) 前掲『大隈財政の研究』183ページから引用の大隈文書。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (11) 同上、182～184ページ。
- (12) 前掲『明治財政確立過程の研究』313ページ。
- (13) 前掲『日本の近代化と経済政策』165ページより引用の大隈文書。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (14) 前掲『大隈財政の研究』、『明治財政確立過程の研究』および『日本の近代化と経済政策』による。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (15) 前掲『日本の近代化と経済政策』165ページ。
- (16) 前掲『明治財政史』第12巻、222～226ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (17) 前掲『日本の近代化と経済政策』172ページより引用の大隈重信関係文書。

(5) 財政更革の建議

上述のようにして大隈の通貨改革に関する建議は葬り去られたが、経済政治情勢はいよいよ深刻な様相を呈していた。紙幣価値の下落は前述のように明治13年（1880年）秋から14年にかけて最も激しかった。政府の正貨保有高は13年末には717万円弱に落ち込んでいた（ピークの明治7年末比61.2%減）。広範な自由民権運動は国会開設の要求を掲げて政府に迫っていた。「政府首脳の間に危機感が広がり、財政改革への取組み様もいきおい真剣とならざるをえなかった」⁽¹⁾が、大隈の前記建議を拒否した直後、政府が参議の大隈重信・伊藤博文・寺島宗則と大蔵卿の佐野常民の4名を財政取調委員とし、新たな対策を立てようとしたのはその現われであったといえよう。

13年9月、大隈は伊藤をはじめ他の財政取調委員の協力を得て「財政更革ノ議」を作成し提出した。⁽²⁾この建議で大隈は二つの方策を示した。一つは、「歳入出を比較し歳入出に若干の余裕を生ぜしむる」こと、すなわち財政収支の黒字化であり、もう一つは、「国債の一大部分たる紙幣銷却の方法を改正する」ことであっ

たが、「経済上の現状を改良し、通貨の変動を救治する」ために第1に着手すべき方策は前者であったことはいうまでもない。一度歳入上に若干の余裕が生ずれば、「之を以て或は紙幣銷却の資に増加するも、或は外国荷為替其他の方法に因て正貨を購入して紙幣の準備を増加するも、固より爾後廟議の選択する所に依て容易に経済の措置を施為するを得」るからであった。

そして財政収支の黒字化を達成するための具体的方法として、財政更革の議では、当時の歳出入の規模が6000万円台の状況のもとで財政収支黒字幅の目標額を1000万円とし、①酒税・たばこ税の改正により400万円の增收をはかる、②地方税で処理すべきもので従来国税により賄っていたものを整理し、209万円の支出を節減する、③政府各機関の対外支払い額を制限し163万円を節減する、④重複事業の廃止、局課の統合、事務の縮減などにより各庁費を150万円節約する、ことによって922万円の余裕を生み出すことが計画されており、これを紙幣消却元資に加え、あるいは外国荷為替等の方法で正貨を購入し紙幣の引換え準備に充てようとした。

このような内容をもつ大隈らの建議は、財政緊縮による紙幣消却を目指していたという意味で、「財政の中心を、紙幣消却によるインフレーションの収束へと大きく転換せしめなければならないとする認識をもつに至った」ことを示してお⁽³⁾り、明治14年10月以降、松方正義が推進した紙幣整理策の原型となったといえないこともない。もっとも、前述の佐野大蔵卿の意見、あるいは後に述べる松方の反対意見を考慮せざるをえなかったこと、伊藤らの協力もしくは制約による影響も少なくなかったと思われることなどを考えると、大隈自身がどの程度その認識を変更したのかは断言し難いが、いずれにせよ、洋銀相場高騰の抑制策から始まった大隈の対策が、幾つかの曲折を経て、ついに財政収支の黒字化による紙幣消却策にたどりつかざるをえなかったことが注目されよう。

この建議に基づく財政改革は電光石火のように急速に実施された。13年10月1日、従来の酒類税則が廃止されて新たに酒造税則が施行され、造石税の税率が2倍に引き上げられた。次いで10月27日、金札引換公債証書条例が改正され、「金札引換公債証書ハ政府發行ノ紙幣ヲ交換支消スル為メ發行シ其元利金共ニ金銀貨

幣ヲ以テ支払フモノトス」(第1条)と規定され、「其目的トスル所、畢竟流通紙幣ノ過剰高ヲ節制消却シ、以テ其価格ノ回復ヲ計ルニ在」ることを明らかにした⁽⁴⁾。さらに11月5日、「歳計ヲ節約シ紙幣銷却ノ元資ヲ増加シ、併セテ地方ノ政務ヲ改良スル」ため、地方税負担を地租5分の1以内から3分の1以内に引き上げるとともに、地方税支弁費目に府県監獄費等3項目を加える一方、地方税を支出財源とする府県土木費に対する国庫補助を廃止することにした。⁽⁵⁾

また11月5日には一連の措置が講じられた。第1に、内務・大蔵・陸軍・海軍・文部・工部の6省に対し、「行政事務ノ繁ヲ省キ簡ニ就キ善ク其緩急ヲ計リ、成ルヘク新事業ノ起興ヲ見合セ、其既成若クハ着手ノモノハ此際一層ノ省略ヲ加ヘ、以テ各庁ノ経費上若干ノ減省ヲ施サントス」ことが達せられ、内務・大蔵は各12万円、陸軍は25万円、海軍は15万円、文部・工部は各20万円の経費節減目標額が示された。⁽⁶⁾ 第2に、紙幣消却基金である準備金の増加をはかるため、官営工場運営資金の支出を準備金から経常支出に移す一方、漸次官営工場を廃止することにし、上記6省のほか北海道開拓使に対し官営工場払下げの旨が令達されるとともに、「工場払下ヶ概則」が制定された。⁽⁷⁾ 第3に、在外公館経費・外債元利金・外国品購入代金など正貨で支払わねばならぬ経費は、海関税その他の正貨収入の中から支出する予算を立て、正貨支出の節減をはかつて紙幣消却基金を強化するため、各庁に対し一般歳計予算とは別に正貨支出の予算作成方が令達された。⁽⁸⁾

以上のように政府は銳意紙幣の消却を企図し、着々と施策を講じたので、「世人皆其英断ヲ称賛シ」、「此英断ヲ実行スヘキ最初ノ歳計ナル」明治14年度予算の公表を「刮目」して待ったといわれる。同年度の歳入歳出決算表を前年度のそれと比較してみると、歳入面では(総計で812万円の増加)、酒税の大幅增收(513万円)と雑収入の増加(188万円)が目に付くが、歳出面では(総計で832万円の増加)、紙幣消却高が700万円に達し前年度比500万円の増(3.5倍)、内国債償還高も418万円を数え前年度比120万円の増(1.4倍)となっていた。紙幣消却高の700万円については、予算公表当時「此銷却高を目して尚ほ過少なり」とし、之に向て満足を表せざるもの亦少からざりき」が、「物価騰貴財政困迫の際

に於て一時に七百万円の紙幣を銷却せんとしたるが如きは、實に非常なる果斷と謂はざる可らざるなり」と、『明治財政史』は記している。⁽¹¹⁾確かにその感が深いように思われる。

- (1) 前掲『日本の近代化と経済政策』173ページ。
- (2) 財政更革の建議に関するここでの叙述は、主として前掲『大隈財政の研究』、『明治財政確立過程の研究』、『日本の近代化と経済政策』による。ただし、原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (3) 前掲『大隈財政の研究』190ページ。
- (4) 前掲『明治財政史』第8巻、昭和2年、265ページ。
- (5) 上掲書、第12巻、229～230ページ。
- (6) 同上、230ページ。
- (7) 同上、231～232ページ。
- (8) 同上、233ページ。
- (9) 同上、233ページ。
- (10) 上掲書、第3巻、332～335ページ。
- (11) 上掲書、第12巻、233ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。

(6) 中央銀行設立の建議

イギリス公使パークスの提案

財政更革の建議に基づいて政府は精いっぱいの努力をしたが、紙幣価値の下落は明治14年（1881年）に入っても停止する気配がなかった。同年4月には銀貨1円に対し1円81銭5厘にまで低落し（4月中平均では1円79銭5厘）、5月には平均で1円60銭台に戻したもの、その後はほぼ横ばいで推移し一向に改善の兆しが見られなかった。政府が新たな方途を模索していたとしても当然の状況にあった。

この点に関連して後に松方正義が次のように述べていることは見逃せない。すなわち、明治「十四年の七、八月頃になつて或有力な外国人から斯ういふ説が出た、紙幣整理といふような重大な事は日本人では六かしい、外国人に遣らせる

方が宜しい、相当手腕のある人物を撰んで専ら此事を担当させることにして、内国からも外国からも資本を募つて一つの銀行を作る、而して之に賞与金付証券を広く内外に発行せしめる、其の資金を以て紙幣を整理することとすれば、間違なく目的を達することが出来る、其で此事を担当せしめるには前の東洋銀行の支配人『ロベルトソン』が宜かろう、此ういふ意見である。政府も大分此の意見に傾いて来て居つた⁽¹⁾と。

松方が触れた「或有力な外国人」とは、当時のイギリス公使パークス (H.S. Parkes) であるとみられるが、パークスが内外に資本を募つて一つの銀行を設立するように提案した件については、伏流があったという指摘がある。⁽²⁾ この説によると、大隈はイギリスに帰っていたシャンドに対し、14年1月16日付の手紙で、横浜正金銀行海外支店の開設につきその助言を求めるとともに、再び来日して同行外国為替部を担当してくれるよう依頼した。シャンドは5月16日付の大隈あて返信の中で、横浜正金銀行外国為替部を担当する件については、一大国立銀行を設立して国内銀行の統一をはかり、通貨・金融制度の基礎を固めることが先決条件であると述べた。国立銀行条例改正問題に関するシャンドの意見書から見て当然のことと思われるが、その後9月9日付の大隈あて書簡の中でシャンドは、先に提議した件につき大隈の同意を得られたことに満足の意を表するとともに、近日帰国予定の横浜正金銀行副頭取小泉信吉に、紙幣および国立銀行 (a state Bank)⁽³⁾ 設立に関する意見書を託すつもりであると記している。これらのことから判断すると、大隈の一大銀行設立の構想は、イギリスにいたシャンドとの連携のもとに着々とすすめられていたといえる。パークスはそうした動きにそって上述のような提案を行い、「イギリスの対日政策をより強力に貫徹していこう」としたと考えられる。「大隈自身も外債募集という方策によって経済破局をきりぬけようとしていたとすれば、彼がイギリス側提案を重大な踏み台として新提案を構想し提示していく」ことは当然の方向であろう、という主張である。もちろん、この説においてもパークスの提案が直線的に大隈案として結実したとは見ていないが、それにしてもこの説は「うがった解釈」であるとする意見もある。⁽⁴⁾ いずれにせよ、14年7月（同月末ごろと推定される）に至り、大隈重信と伊藤博文

の連名で、紙幣消却をいっそう促進し通貨の安定を図る新しい方策として、「公債ヲ新募シ及ヒ銀行ヲ設立セン事ヲ請フノ議」が提出された。

公債新募・銀行設立の建議

上記の建議は、第1に、公債を募集して紙幣の消却を行い、第2に、貨幣運用の機関として「一大正金銀行」つまり中央銀行を設立しようというものであった。この建議に名を連ねた伊藤の尽力もあろうが、ついに大隈も中央銀行の設立と兌換制度の確立という目標を目指すに至ったわけである。

大隈・伊藤の建議はその冒頭で次のように述べていた。⁽⁷⁾ 前年来、紙幣消却元資の増大をはかる建議（財政更革の議）が実行に移され、不換紙幣対策はほぼその緒についたが、「尚ほ今日に於て是を完整せしむるに緊要なる二様の処置」がある。その第1は、「今一層多額なる紙幣の消却を速にして、以て現時の通貨が世間の需用に超過するや将た適応するやを検査し、若し果して超過するときは之を隠藏して流通額を減殺し、若し適応するときは之を縱るして其流通を遂げ、世間の要求に応じて自由に伸縮するを許るし、又悠久の歳月を費さずして可成速に海外の金銀を邦内に誘入し、之を儲存して紙幣の交換に充備し、何時にも政府の意に隨ひ正金通用に変じ得べきの準備をなし、斯くして尚ほ一層通貨の信用を倍加せしむるの方案」である。第2は、「前述の方案を巧妙に施行し、且つ一般の便益を生ずるが為めに一大正金銀行を設立するの方案」である、と。

そしてこの建議は第1の方案を実行する具体策として次のように提唱した。⁽⁸⁾

- イ、新たに5000万円の公債を募集する。
- ロ、この公債は毎年100万円ずつ50年、もしくは40年で償還する。毎年償還時に抽せんを行い若干の賞与金を付与する。
- ハ、この公債は紙幣で応募し、正貨で償還する。正貨による応募も認め、紙幣の時価で正貨を換算して公債を交付する。
- ニ、請求に応じこの公債を紙幣と引き換え、あるいは紙幣をこの公債と交換する。
- ホ、新たに定める募集条例とこの公債に関するわが国の法律とを遵守するという条件で外国人にも応募を認める。

この建議における公債募集額5000万円は、先に述べた通貨改革の建議における外債発行額と同一であるが、これは偶然の一一致ではあるまい。「現行通貨を安定せしめるために必要な最低額と考えられたもの」であるといわれているが、今回の建議では紙幣と公債との自由交換を認めた点に特色がある。「通貨欠乏の実勢あるときは人民は公債証書を納て紙幣を引出し、斯くして通貨の員額を需用適応の度に伸暢すべく、……通貨の過多なるときは紙幣を納て公債証書を引出し、斯くして過多の通貨を減縮し之を需用適応の有様に廻収せしむるに至」るので、この点はこの「方案に属する利益の最も大なる者なり」と建議は誇っていた。⁽¹⁰⁾ 外債を発行して調達した正貨で紙幣を消却すれば、通貨需要に応じた伸縮は通貨（正貨）自体にゆだねることができるが、公債を発行して紙幣を吸収する方法のもとでは通貨量が彈力的に増減するようなんらかの道を開いておかざるをえない。その意味で、紙幣と公債との自由交換制を探ろうとしたことは、「通貨運用の妙をねらいとしたもの」といえるかもしれないが、正貨の場合と同様の自動的伸縮が期待できるという保証は必ずしもないではなかろうか。

第2の方案である一大正金銀行設立のねらいは、第1の「方策を実施して海外の金銀を邦内に吸入するに当り」、この「銀行の作用に因て入來の金銀を政府に引上るの手段を尽」し、「巨額の正金を国庫に儲存」して「漸次正金通用に変換するの地歩を形らん」ことにあったが、建議は一大正金銀行設立の必要性を次のように述べた。

- イ、海外から吸収する金銀を引き揚げ、これを市場に放出させないようにするためにには銀行の機能に頼らざるをえない。
- ロ、市場や貿易の情勢により外国為替相場を変更して正貨の集散をはかり、その乱出に対しては幾分の抑制を加え、また海外各地に対する為替取組みを行って、外国銀行・商人の支配からわが国商人を解放するには、銀行の機能によらなければならない。
- ハ、公債新募に関する前記の第1の方策によって国内に正金通用または兌換の制度を立て、政府紙幣の発行をやめて兌換銀行券の発行を行うには一大銀行がなければならない。

ニ、為替料率の操作により為替の便益をもたらすとともに、金利の変更を規則立てようとしては、その基準となる一大銀行がなければならない。

ホ、イギリス政府におけるイングランド銀行やフランス政府におけるフランス銀行と同じように、国庫金の出納に関して政府と親密な関係を保ってその代理人となり、財務上政府のために機能するものを設けようとしては、一大銀行がなければならない。

すでに横浜正金銀行が設立され、上記の事務の幾分かは実施しているが、その規模は狭小でまだ十分な成績をあげるに至っていない、と大隈らは見ていた。したがってこの建議では、この際横浜正金銀行を合併して資本金1500万円以上の大銀行を設立し、広く株式を民間に募るとともに政府もその株主となって「其作用を施さしめば、内外の貿易、公私の財務に於て必能く前述の便益を社会に与るを得」と同時に、「是銀行を模範と為し之に奉合せしむるときは、国内許多の小銀行の組成と性質とを漸次改良せしむるを企望し得」⁽¹³⁾ると主張した。

以上のような内容をもつ大隈・伊藤の建議は14年8月1日に採用され、公債募集・銀行設立の方法を詳細に取り調べ報告するよう指令が発せられた。

建議の意義

この公債新募・一大正金銀行設立の建議についてはこれまでいろいろな評価がなされている。たとえば、「一大銀行と称していて必ずしも中央銀行とは限定されていない」点は注意しなければならないが、この建議は「正金銀行よりもさらにまさる大なる銀行を設け」、在来の国立銀行の上に「総合調整の能力ある大銀行を設立することを提議するもの」であり、「国の財政収支を掌るような、国の機関たらしめることを狙っている。これらの点からみれば、中央銀行の名には固着しないが、事實において中央銀行の役目を目指したものといつてよい」⁽¹⁴⁾。また「新設の銀行に為替業務を営ましめ、正金銀行をこれに吸収することを考えている点から見ると、その描いた新設銀行の映像は、必ずしも後に実現された日本銀行と同様なものではなかった」けれども、「新たに一大中央銀行の必要を認め」⁽¹⁵⁾たものであったといつてよいと論じられている。

あるいは、この建議は、大隈がすでに明治12年の「減債方案」の実施と横浜正金銀行の設立との有機的な関連において試みようとしていた紙幣消却と兌換制度の問題を、「さらに国家財政の規模にまで拡大することによって現貨吸收機能のいっそうの増大をはかり、紙幣整理の目的を果すと同時に、貿易権、為替権をわが国に回収することを提案したものということができる。」その点では、大隈の「前段階における構想の拡大化という意味をもつが、にもかかわらずここには通貨兌換制度が説かれ、しかもそれを一大正金銀行による信用体系に結合することによって近代的な通貨信用体系へ移行せしめようとする、いわゆる正貨主義への展望が明確に示されていたという点において、それまでのものと明らかに区別される。つまりこの建議は、紙幣主義をとってきた大隈が、それまで指向してきた方向とは質的に異った正貨主義の財政へ明確にふみきったことを示すものであって、ここにすでに、次期の松方財政の本質が予見されるともいえる」とも論じられている。⁽¹⁶⁾

このように、14年7月の「公債ヲ新募シ及ヒ銀行ヲ設立セン事ヲ請フノ議」は、「大隈の経済政策体系の根本的な改変であって、それは松方財政への橋渡的な意義をもつもの」であり、⁽¹⁷⁾「明治十四年十月以降の紙幣整理、銀行制度の改革、正貨蓄積、兌換制度確立への基本路線」は大隈によって整えられていたとする意見は少なくない。これまで、大隈重信と松方正義との対立・相違が強調される場合が——特に『明治財政史』や松方の文書に依拠したとき——多かったが、大隈と松方の同一性もしくは連続性を指摘する意見を軽視できないことは以上の諸点から明らかである。

もちろん、両者の同一性・連続性のみにとらわれてはならないとする意見もある。⁽¹⁸⁾その意見・思考がどう違うのか、両者の相違点もしくは断絶性については、次節での松方正義の建議の検討を通じておのずから明らかとなるが、明治14年に入ってからの憲法制定問題をめぐる政府内部における対立や、北海道開拓使官有物払下げ事件を契機とする世論の政府攻撃の高まりを背景に14年10月11日に断行された政変によって大隈は下野を余儀なくされ、その中央銀行設立建議も松方の建議により代置されることになった。

第1章 日本銀行の創立

- (1) 松方正義「紙幣整理」(国家学会編『明治憲政經濟史論』同会、大正8年、所収) 17ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、句読点を入れた。
- (2) 前掲『大隈財政の研究』196~200ページ。
- (3) 「シャンド氏ヨリ大隈參議へ書翰」(前掲『横浜正金銀行史』附録甲巻之一所収) 102ページ。
- (4) 前掲『大隈財政の研究』200ページ。
- (5) 同上、197ページ。
- (6) 前掲『日本の近代化と経済政策』177ページ。
- (7) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、754ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (8) 同上、754~755ページ。
- (9) 前掲『大隈財政の研究』192~193ページ。
- (10) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、755ページ。
- (11) 前掲『明治財政確立過程の研究』326ページ。
- (12) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第4巻、755~756ページ。
- (13) 同上、756ページ。
- (14) 前掲『明治初期日本金融制度史研究』360ページ。
- (15) 同上、364ページ。
- (16) 前掲『大隈財政の研究』194ページ。
- (17) 前掲『明治財政確立過程の研究』327ページ。
- (18) 岡田俊平『明治期通貨論争史研究』千倉書房、昭和50年、201ページ。
- (19) 大石嘉一郎「『殖産興業』と『自由民権』の経済思想」(長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史 I』有斐閣、昭和44年、所収)を参照。